

諮 問 書

南伊豆町行政改革推進委員会
会 長 渡 辺 幸 雄 様

賀茂郡南伊豆町長 鈴木 史 鶴 哉

本町では、昭和 60 年 12 月に第 1 次の南伊豆町行政改革大綱を策定し本格的な行財政改革への取組が始まりました。

平成 8 年 3 月には行政改革大綱の全面的な見直しにより第 2 次の行政改革大綱を策定し、平成 11 年 12 月には同年から 5 年間で計画実施期間とした南伊豆町行政改革推進実施計画を策定し、また、平成 16 年度には南伊豆町行政改革推進実施計画の期間満了を受け、職員による行財政改革プロジェクトチームを発足し、行財政改革の推進についての検討を行っております。この結果、平成 17 年度当初予算には約 40 に及ぶ実施項目について反映することができましたが、第 2 次の行政改革大綱の策定から既に 8 年が経過していること、行政改革推進実施計画の期間が満了したことから新たな行政改革大綱及び行政改革推進実施計画を策定し、町の行財政改革をよりいっそう推し進めて行くこととします。

新たな行政改革大綱及び行政改革推進実施計画は、単なる行政内部における事務・事業の整理統合のみにとどまることなく、最小の経費で必要とされる最大のサービスの提供ができる組織体制を構築し、行政本来の目的である住民福祉の増進を図る手段としての行政改革を行うための目標となるべきものと考えます。

当該計画の策定にあっては、住民の代表であり、町の行政改革の推進にひとかたならぬ熱意を持ってご指導いただく委員の皆様から多くの意見を伺い、できる限り具体的な目標を設定し、本町の行政改革を推進するための指針としたいと考えます。

については、新たな行政改革大綱及び行政改革推進実施計画の策定並びに本町における行政改革の推進の方策について、南伊豆町行政改革推進委員会設置条例（昭和 60 年南伊豆町条例第 11 号）第 2 条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。